

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

厚生労働省より給与が減少した学生が申請可能な「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について案内がありました。

下記を確認後、該当学生は必要に応じて厚生労働省 HP など確認の上、手続きを行ってください。

【制度概要】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限 11,000 円）を、休業実績に応じて支給する制度。**※アルバイトも対象**

【申請条件】

- ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

◆ **詳細は下記の厚生労働省 HP 及び掲載されている給付金 Q&A 等をご確認ください**

▶ [新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省ホームページ リンク）](#)

▶ [（概要）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省ホームページ PDF）](#)

▶ [（労働者・事業主の皆さまへ）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内（厚生労働省ホームページ PDF）](#)

※支援金・給付金の内容については、直接、下記の厚生労働省のコールセンターにお問い合わせください。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
TEL 0120-221-276（月～金 8:30～20:00、土日祝 8:30～17:15）